十四　ＰＭＲが二十五を超える小型自動車及び軽自動車（いずれも二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）に限る。）並びにＰＭＲが二十五を超える原動機付自転車（第一種原動機付自転車であつて、三輪以上のもの及び最高速度が五十キロメートル毎時以下のものを除く。）に適用する許容限度は、別表第一の該当する許容限度とし、協定規則第四十一号第六改訂版附則３の試験法により測定された全開加速走行騒音にあつては、別表第一の該当する許容限度の値に五デシベルを加えた値も許容限度とする。

（新規）

別表第二・別表第三　（略）

別表第四　（略）

備考

一　タイヤ車外騒音とは、協定規則第百十七号第四改訂版附則３に規定する試験方法により測定した騒音をいう。

二～六　（略）

七　シビアスノータイヤとは、そのトレッドパターン、トレッドコンパウンド又はトレッド構造が、過酷な降雪条件下で使用するように特別に設計されたスノータイヤであつて、協定規則第百十七号第四改訂版６．５．の要件を満たすものをいう。

八～十一　（略）

別表第二・別表第三　（略）

別表第四　（略）

備考

一　タイヤ車外騒音とは、協定規則第百十七号第二改訂版附則３に規定する試験方法により測定した騒音をいう。

二～六　（略）

七　シビアスノータイヤとは、そのトレッドパターン、トレッドコンパウンド又はトレッド構造が、過酷な降雪条件下で使用するように特別に設計されたスノータイヤであつて、協定規則第百十七号第二改訂版６．４．の要件を満たすものをいう。

八～十一　（略）

その他告示

○文部科学省告示第一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定に基づき、次の表に掲げる有形文化財を重要文化財に指定したので、同法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

令和八年一月九日

文部科学大臣　松本　洋平

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者住所	所在地
旧今井貯木場施設	三所				
貯木池		石造、面積四、八九二・〇九平方メートル、突堤六基及び木落壁付	豊田市	愛知県豊田市西町三丁目六〇番地	愛知県豊田市百々町一丁目
樋門	一基	石造樋門、延長六・九メートル、袖壁付	今井英喜	愛知県豊田市百々町一丁目七一番地	
レール道堤		石造、延長五三・〇メートル	今井洋二	愛知県豊田市百々町一丁目七三番地	
製板場基礎		石造、折曲り延長五八・三メートル			
		附・関係文書　五六点	国（国土交通省）	東京都千代田区霞が関二丁目一番二号	
		山林、道路、河川、雑種地、宅地、畑、溝渠　七、三一四・四八平方メートル			
		八番一の一部、一〇番、一〇番先、一一番、一二番、一三番、一四番、一四番先、一六番、一七番、一八番の一部、一九番の一部、二七番、二八番、二九番、三〇番、三一番一、三二番一、三三番一、三三番二の一部、三三番四、三四番の一部、三五番一の一部、三五番二、三六番一の一部、三六番二、四二番一、一六三番の一部、一六四番の一部、一六六番の一部、一六八番、一六九番、一七〇番の一部、一七一番の一部、一七二番の一部、一七三番の一部、一七五番の一部、一七六番の一部、一七七番の一部			
		右地域内の石垣、石造階段、石畳を含む			